

富山県警察の緊急配備等に関する訓令

(概要)

本訓令は、重要又は特異な事件が発生した場合に、組織的かつ迅速・効率的な緊急配備を実施するために

- ・ 配備体制
- ・ 配備実施責任者
- ・ 警戒員の任務
- ・ 教養訓練
- ・ 報告事項

等について定めている。